

業務連絡

2022年6月21日
J R 東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 2 4

2022年6月9日、新大阪日之出会議室において「申」第28号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「西組合員への強制出向に対する謝罪と元職場（大阪第一運輸所）への復職を求める」
緊急申し入れ

5月27日、J R 東海関西支社人事課の富岡課長代理から西組合員に対して出向解除決定の報告と、それに関連する面談の日程調整について連絡があった。

あらためて言うまでもなく、西組合員はこの間、一貫して出向に同意していない。しかし、J R 東海会社は、昨年10月に株式会社スリーエスへの出向を行おうとし、本年1月からは、株式会社エムティーへの強制出向を行い、今日に至っている。

西組合員は、株式会社エムティーへ出向されて以降も、J R 東海会社に対して、事ある毎に「出向には同意していない。早く元の職場に帰してほしい。」と自らの意思を明確に伝えてきた。そして、株式会社エムティーは3月23日、J R 東海労働組合新幹線関西地本との団交の席上で「本人（西組合員）が同意していない出向については受け入れられない、J R 東海に帰ってもらう」と表明し3月25日、J R 東海関西支社担当者2人を呼び、担当者に対して正式に西組合員の出向解除を伝えた。それにも関わらず何と2ヶ月も放置したままの状態を続けた。

この間の西組合員と家族の皆さんは、筆舌に尽くしがたい不安な精神状態で苦痛を与え続けられてきた。これまでとってきたJ R 東海会社の責任は重大であり、絶対に看過できない。

したがって、以下の通り申し入れるので、誠意を持って対応すること。

記

1. 会社は、西組合員に対して謝罪すること。

【会社回答】

そのような考えはない。

2. 西組合員を直ちに、元職場のJ R 東海大阪第一運輸所に復職させること。

【会社回答】

乗務員定年出向については、足下の運転本数の減や中長期的な要員需給状況を背景として、就業基則第28条の2に54歳に達した日以降の人事運用については原則として出向するものと定められている通りに実施するものであり、そのような考えはない。

3. 今後、一切の本人の同意なき出向を行わないこと。

【会社回答】

出向を含めた人事異動については、従来通り、業務上の必要性に基づき、本人の適性、能力及び希望等を勘案して実施する。

以上

冒頭、組合から

今回、西さんに出した事前通知（サービック京都事業所）を取り消した上で協議しない限り、無意味である。この申し入れは、「西さんを元職場の大阪第一運輸所に復職させること」である。事前通知を取り消すこと。

会社・・・簡易苦情処理会議の内容であり、そのつもりはない。

【若干のやり取り】

(組合) 西さんは、1月17日にエムティーに出向行ってから、出向先会社エムティーも西さんに帰って下さいと言ってから4ヵ月半、振り回された。迷惑をかけたことにまず、謝罪すべきだ。

(会社) 謝罪する意味がわからないけど、会社としては1月以降も西さんに働いてもらいたいと思っていた。

(組合) 1月25日に、副社長から西さんに帰ってもらいますと本人に直接言われているし、3月23日組合との団交の席にもJRに帰ってもらいますと言われ、さらに3月25日にはJR東海関西支社の富岡さんと足立さんと呼ばひ正式に出向解除を伝えられている。それから2ヵ月半、宙ぶらりんさせ、経営協議会、業務委員会の場でも事ある毎に西さん本人の口から会社に、帰してほしいと言ってきた。家族を含め精神的にも参っていることを訴えてきた。そこは一言謝罪すべきである。

(会社) 会社としては、西さんからその間にも電話で人事課の方にどう言う状況かと問い合わせはあった。その際に引き続きエムティーで働いて頂きたいと再三言っている。

もちろんエムティー側から言われている（出向を解除する）ことはあるかもしれないが、そこは我々が申し上げることではない。

(組合) エムティーは出向解除を意思表示していて、JRがそれを押さえつけていただけだ。西さんの3月の誕生日がくるまで、クリアするまでだ。

(会社) 押さえつけるようにはしていない。

(組合) 正式に、西さんを出向から解除することが決まった日にちはいつか？

(会社) 具体的な日付けが手元になくてわからない。5月末だ。

(組合) エムティーから意思表示があったのは3月25日にもあったはずだ。

(会社) そこは会社間の話だからお伝えできない。

(組合) 3月25日に時点だったら、西さんはまだ定年を迎えていない。定年過ぎたから出向替えしたのか。

(会社) そこは関係ない。

(組合) 出向を一旦解除したら本体へ帰すのではないか。

発令で一旦出向を免じている。だからその時点で本体の大阪第一運輸所だ。

(会社) 免じたのと（新たな出向は）同時だ。いままでそういうものだ。

(組合) 言い換えたらサービックは事前に決めていたのか。

(会社) 決めてたというかどうか・・・

- (組合) 決めていなかったら同時にできないではないか。
- (会社) 勿論、決めている。
- (組合) 何時頃から決めていたのか。
- (会社) 何時頃からかはわからない。
- (組合) 今回のサービックについて西さんの適正・能力とどう関係があるのか。
- (会社) 簡易苦情処理でリークされていること。人事運用の話でお答えできない。
- (組合) 会社は本人の適正・能力というが石切神社ではなかったということか。
- (会社) 異動するのにあたって適正・能力がなかったわけではない。
- (組合) 石切神社に行ったけど、そこをいらないと言われたら適正・能力の選考が間違っていたのではないか。
- (会社) そういうことではない。
- (組合) 会社の選考が間違っていたからエムティー出向は破談したのではないか。
- (会社) 業務上の必要性である。
- (組合) エムティー出向から1週間でエムティーから西さんに帰ってくれと言ってるのは、本人は同意していないし、会社の適正・能力の選考が間違っていた、失敗だったということだ。そこは認めるべきだ。
- (会社) 適正にやっている。
- (組合) 西さんは一貫して出向に同意していない。早急に大阪第一運輸所に復職させること。組合としてもこれまでもそして今後も一貫して西さんを元職場へ復職させることを主張する。
- (会社) ずっと一年以上説明してきている。
- (組合) 1年以上同意していない。労働協約も締結していない。
- (会社) 就業規則に則りやっている。
- (組合) そこは対立だ。組合のスタンスは一貫して同意しないし、西さんを元職場へ復職させることを主張する。
- (会社) ご主張としては理解した。